

北アルプス森林林業基本計画 小谷村 実務・手引編

北アルプス圏域 5 市町村では、森林の経営管理や活用を通じて、地域の豊かな暮らしに寄与するために「北アルプス森林林業基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。この計画は、森林が地域の財産であることを認識し、中長期的な視点で森林の役割を活かしていくことを目指しています。

この基本計画のうち「小谷村 実務・手引編」は、村の特徴、独自性、自立性を考慮した担当者のマニュアル（教本）を主目的に作成しました。

圏域編



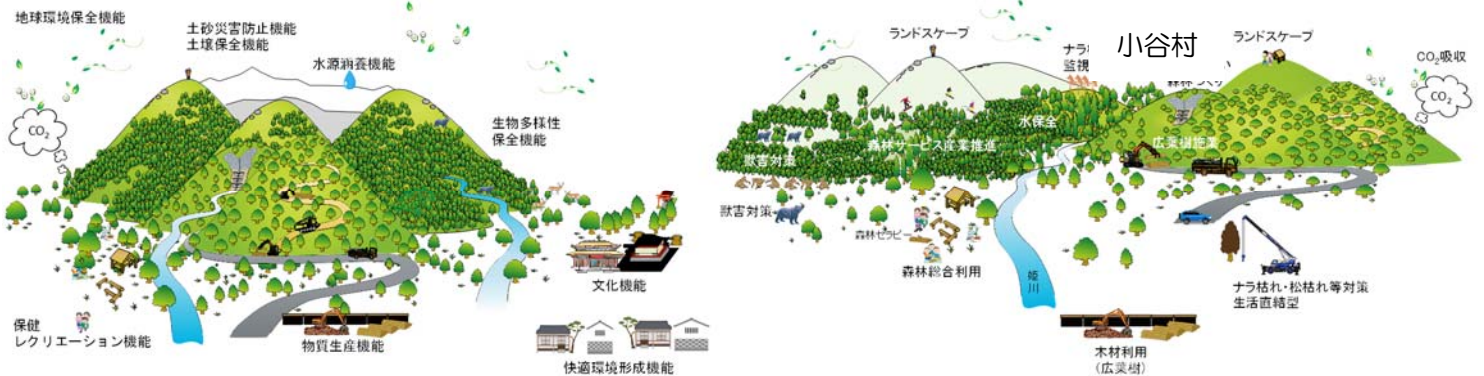
圏域で連携して
取り組む内容

5市町村 実務・手引編

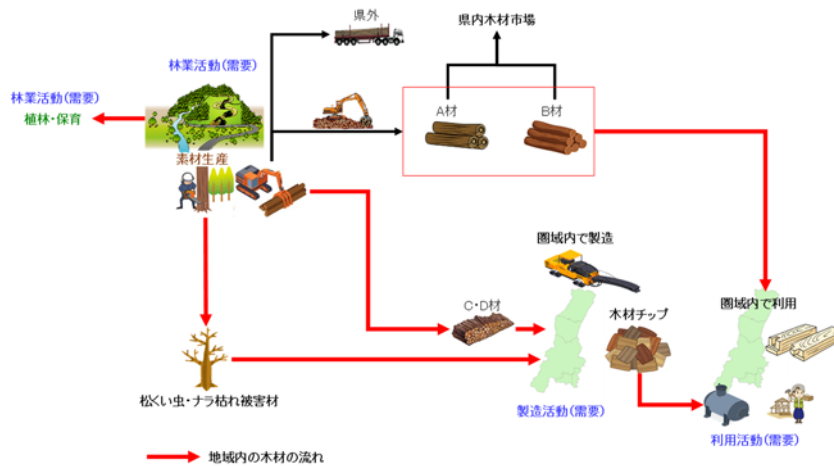
市町村個別の課題・対策の内容、森林・林業の管理の基本事項



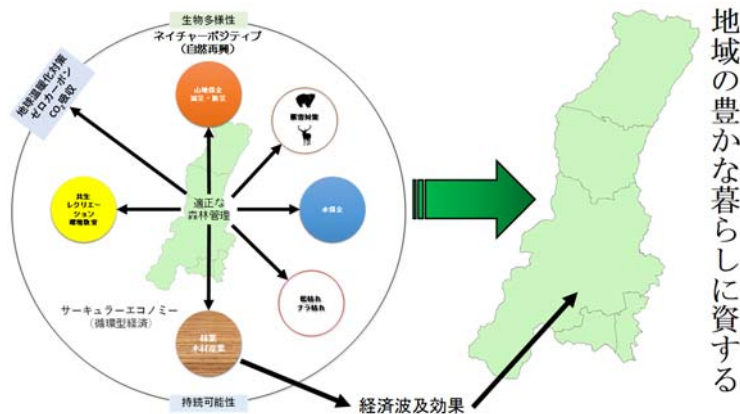
◆基本計画の目指す姿（目標）-1 森林の多面的機能の高度発揮



◆基本計画の目指す姿（目標）-2 森林・林業・木材産業の発展

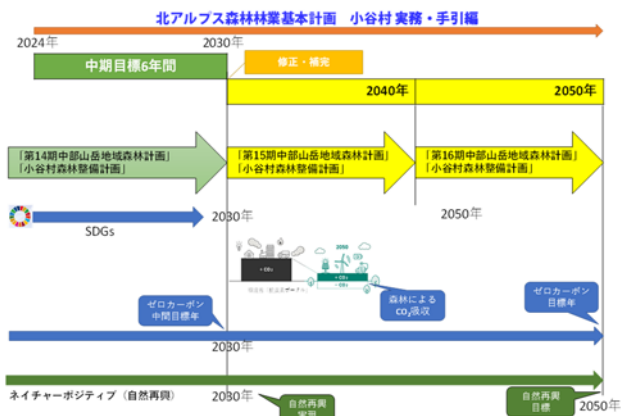


◆基本計画の目指す姿（目標）-3 地域の豊かな暮らしを目指して



◆計画期間

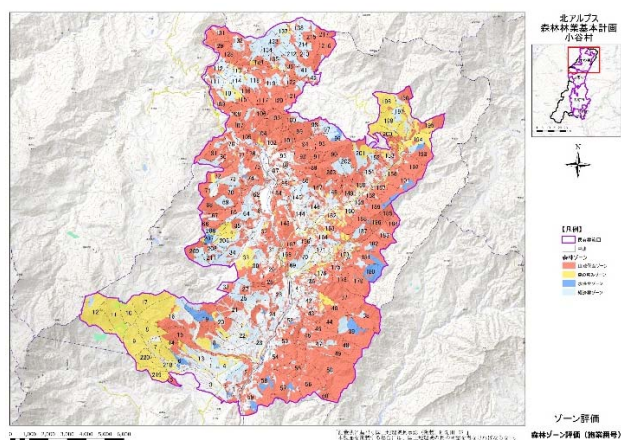
「基本計画」の計画期間は次の事項を考慮して、2024年～2050年としました。中期目標は2030年としました。



◆基本方針と実行計画

ゾーニング図を作成して、4つの基本方針を定め、取り組むべき項目として中期目標である2030年までの実施方針を示しました。

- ◆ 基本方針-1「ナラ枯れ対策の強化」、「野生獣害対策の推進」
- ◆ 基本方針-3「修景整備」
- ◆ 基本方針-4「広葉樹施業」を中期重点対策としました。



ゾーニング図

基本方針-1 森林の山地保全機能の向上を進める → 「山地保全ゾーン」

- (1) 災害に強い森林づくりの推進
- (2) ナラ枯れ対策の強化
- (3) 野生獣害対策の推進

基本方針-2 森林の水源涵養機能の向上を進める → 「水保全ゾーン」

- (1) 水源森林の維持・強化の推進

基本方針-3 便益を享受できる機能向上を進める → 「森の恵み・共生ゾーン」

- (1) 森林CO₂吸収の強化の推進
- (2) 生物多様性の維持・強化の推進
- (3) 文化財等の森林環境維持
- (4) 森林レクリエーションの推進
- (5) 里山の景観（修景）整備の推進
- (6) 環境教育の推進

基本方針-4 持続的な営みがある森林づくりを進める → 「経済林ゾーン」

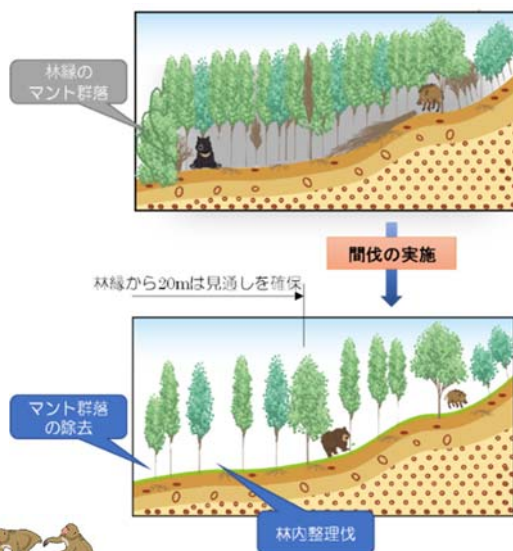
- (1) 森林経営管理制度の推進
- (2) 木材の生産と利用推進
- (3) 木質バイオマスの利用推進
- (4) 担い手の強化

★ 実施方針-1

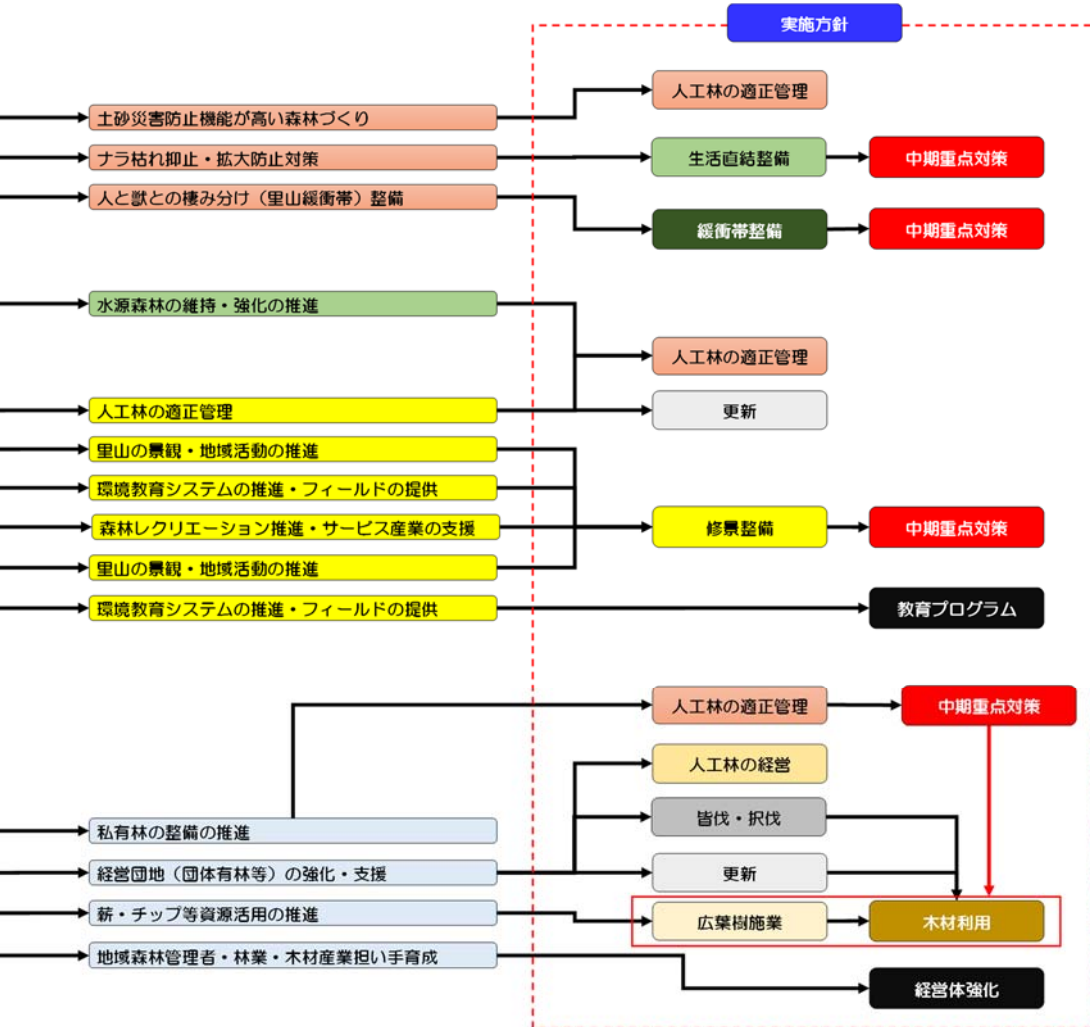
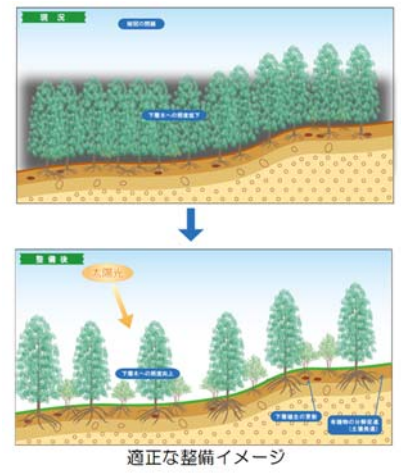
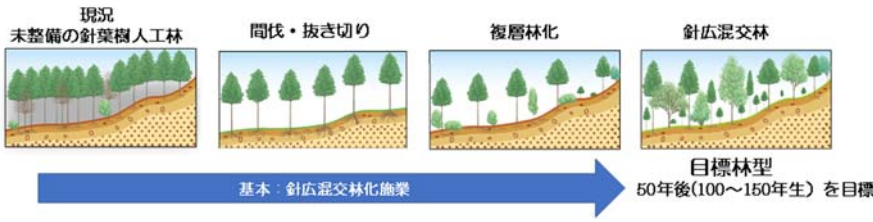
森林の山地保全機能の向上を進める整備

次の項目を中期目標の優先度が高いと位置付けて整備を推進します。

- 🌲 「ナラ枯れ抑止・拡大防止対策」: 「小谷村ナラ枯れ被害対策実施方針」の作成を行い、ナラ枯れの監視を継続して行います。ライフライン沿いのナラ枯れは村民生活に直結するため、村民からの要望、村他部署からの要望等を考慮して整備を実施します。
- 🌲 「人と獣との棲み分け緩衝帯整備」: 里地の農業や村民生活に直結するため、獣害発生頻度や村民からの要望、村他部署からの要望等を考慮して緩衝帯整備を実施します。猟友会との綿密な連携によってクマ、イノシシ、ニホンザルの個体調整（捕獲）を行います。
- 🌲 「野生獣（クマ）との棲み分け」: 人の生活圏とクマの生息域との区分（ゾーニング）を検討し、「小谷村クマ対策実施方針」を作成します。



中期目標の優先度が高い項目とともに、「山地保全機能向上」を図る森林整備（針広混交林に誘導等）を推進します。



林床植生が失われたヒノキ林



林床植生が失われたヒノキ林の整備
大町市 居谷里水源での森林整備

★ 実施方針-2 水源涵養機能の向上を進める整備

- 「水源林の整備」：水保全機能向上のための整備を計画的に実施します。他の整備（山地保全等）、ナラ枯れ対策や緩衝帯整備との関係を精査し、村民生活に直結する緊急箇所を優先します。

★ 実施方針-3 便益を享受できる機能向上を進める整備




次の項目を中期目標の優先度が高いと位置付けて整備を推進します。

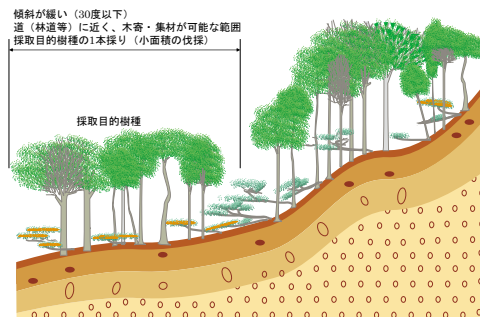
- 「施設・レクリエーション利用の修景整備」：レクリエーションや史跡、文化財等に関わる森林のうち、整備が必要な森林を特定し、修景施業を行います。
- 「ランドスケープの修景整備」：森林資源を観光資源として活用するため、ランドスケープの修景整備を実施します。



★ 実施方針-4 持続的な営みがある森林づくりを進める整備

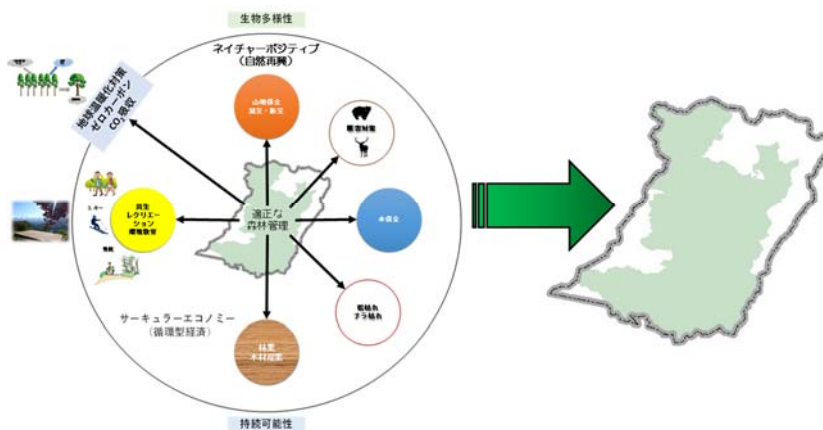
次の項目を中期目標の優先度が高いと位置付けて整備を推進します。

-  「森林経営管理制度対象森林の特定（集積計画）」：森林経営管理制度に基づき意向調査を順次推進し、「経営管理権集積計画（集積計画）」を設定します。「経営管理実施権」、「市町村森林経営管理事業」の特定を行います。
-  「集積計画地の森林整備」：「経営管理実施権」を設定する森林については、林業事業体等民間事業者による整備を支援します。「経営管理実施権」を設定できない森林については、必要に応じて森林経営管理法第33条による市町村森林経営管理事業の導入を検討します。
-  「広葉樹施業と人工林施業」：広葉樹施業の検討を行い、用材採取施業、これまでも推進しているキハダ林施業、薪生産、木材チップ供給体制、特用林産物の推進を行います。スギ等人工林のうち、主伐・再造林を推進します。



◆ 推進

- 村は、「小谷村 実務・手引編」として、中期目標年 2030 年までの実行計画は着実に実施（Do）し、毎年検証（Check）を行う。改善（Action）が必要な事項は「素早く・機敏に（Agile）」修正・補完する「PDCA サイクル（plan-do-check-act cycle）」を行います。
- 森林を守ることは、生物多様性の保全につながると同時に、CO₂ の吸収源を守り、地球温暖化対策にもなるという相乗効果が生まれます。森林を適正（健全）に管理すると、一つの目的ではなく「山地保全（減災・防災）」・「森の恵み（水や CO₂ 吸収）」・「レクリエーションや環境教育」・「林業や木材産業」などに波及し、結果的に持続可能性が担保され「ゼロカーボン」、「生物多様性」、「ネイチャーポジティブ」、そして「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」につながっていきます。一つの活動がさまざまな利益につながっていく「相乗便益（コベネフィット：co-benefits）」という概念が、森林管理には適合します。
- 森林があることで、森林だけでなく村民の暮らしが豊かになります。地域住民の豊かさに資するために推進していきます。



北アルプス森林林業活性化協議会（北アルプス連携自立圏による取組）



小谷村 観光地域振興課 農林係
 〒399-9494 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131
 電話 : 0261-82-2588 (直通)
 Fax : 0261-82-2232
 E-mail : nourin@vill.otari.nagano.jp